

浜松市要保護児童対策地域協議会設置要綱

第1章 総則

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第25条の2の規定に基づき、要保護児童(法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいい、法第31条第4項に規定する延長者及び法第33条第8項に規定する保護延長者(次条第1号において「延長者等」という。))を含む。以下同じ。)の適切な保護又は要支援児童(法第6条の3第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。)若しくは特定妊婦(法第6条の3第5項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。)への適切な支援を図るため、浜松市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、要保護児童、要支援児童及びその保護者(延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。)又は特定妊婦(以下「支援対象児童等」という。)の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援等の内容に関する協議を行う。

(組織)

第3条 協議会に、代表者会議、実務者会議、進行管理会議及び個別ケース検討会議(以下「検討会議」という。)を置く。

2 法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関は、浜松市こども家庭部子育て支援課とする。

(会長)

第4条 協議会に、会長を置き、こども家庭部長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者が、その職務を代理する。

(秘密保持)

第5条 協議会に参加する者は、法第25条の5の規定にのっとり、秘密保持を遵守しなければならない。

第2章 代表者会議

(構成機関)

第6条 代表者会議は、別表第1の関係機関等により構成する。

2 代表者会議に専門委員を置き、別表第1に掲げる機関等において選出された者をもって充てる。

3 前項の専門委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の開催)

第7条 代表者会議は、協議会会長が招集し、議長となる。

2 代表者会議は、専門委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 代表者会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め

ることができる。

(所掌事務)

第 8 条 代表者会議等は、次に掲げる事業を所掌する。

- (1) 支援対象児童等の支援に関するシステム全体の検討
- (2) 実務者会議からの地域協議会の活動状況の報告と評価
- (3) その他要保護児童対策に関すること

(事務局)

第 9 条 代表者会議の事務局は、浜松市こども家庭部子育て支援課に置く。

第 3 章 実務者会議

(構成員)

第 1 0 条 実務者会議は、別表第 2 に掲げる機関において選出された者をもって充てる。

(会議の開催)

第 1 1 条 実務者会議は、各区役所にて開催する。

- 2 実務者会議は、各区社会福祉課長が招集し、議長となる。
- 3 実務者会議は、必要があると認めるときは、当該会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(所掌事務)

第 1 2 条 実務者会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 支援対象児童等の実態把握及び支援を行っているケースの総合的な把握
- (2) 要保護児童対策を推進するための啓発活動
- (3) 浜松市要保護児童対策地域協議会（代表者会議）への報告

(事務局)

第 1 3 条 実務者会議の事務局は、各区役所社会福祉課に置く。

第 4 章 進行管理会議

(構成員)

第 1 4 条 進行管理会議は、別表第 3 に掲げる機関の実務担当で構成する。

(会議の開催)

第 1 5 条 進行管理会議は、各区役所にて開催する。

- 2 進行管理会議は、各区役所社会福祉課が招集し、進行する。

(所掌事務)

第 1 6 条 進行管理会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 全てのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認及び援助方針の見直し等
- (2) 定期的な情報交換及び検討会議で課題となった点の更なる検討

(事務局)

第 1 7 条 進行管理会議の事務局は、各区役所社会福祉課に置く。

第 5 章 検討会議

(構成員)

第 1 8 条 検討会議の構成員は、当該検討会議の対象となる支援対象児童等に直接

かかわりを有している者及び今後かかわりを有する可能性のある関係機関の担当者で構成する。

(会議の開催及び庶務)

第 19 条 検討会議は、前条に掲げる者又は実務者会議等及び進行管理会議からの要請に基づき、随時開催する。この場合において、当該検討会議の庶務は、開催要請をした者が行う。

(所掌事務)

第 20 条 検討会議は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 関係機関が現に対応している虐待事例についての危険度及び緊急度の判断
- (2) 支援対象児童等の状況の把握及び問題点の確認
- (3) 支援の経過報告並びにその評価及び新たな情報の共有
- (4) 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- (5) ケースの主担当機関及びキーパーソン(主たる援助者)の決定
- (6) 実際の援助、支援方法及び支援スケジュール(支援計画)の検討
- (7) 次回会議(評価及び検討)の確認

2 検討会議で協議された内容については、最寄の進行管理会議で報告する。

第 6 章 雑則

(細目)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、代表者会議に諮り会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 浜松市要保護児童対策地域協議会設置要綱(平成 20 年 4 月 1 日施行)は、廃止する。
- 3 この要綱に基づき、最初に委嘱された委員の任期は、第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（代表者会議）

	構成機関
専 門 委 員	浜松市警察部
	静岡県弁護士会浜松支部
	静岡地方法務局浜松支局
	浜松市人権擁護委員連絡協議会
	浜松市医師会（産婦人科医会）
	浜松市医師会（小児科医会）
	静岡県精神神経科診療所協会
	浜松市歯科医師会
	浜松市薬剤師会
	浜松市助産師会
	浜松市民生委員児童委員協議会
	浜松民間保育園長会
	浜松市私立幼稚園協会
	浜松市社会福祉施設協議会児童・障害部会（障害児入所施設等）
	浜松市社会福祉施設協議会児童・障害部会（児童養護施設）
	浜松市里親会
	浜松市児童家庭支援センター
市	浜松市こども家庭部子育て支援課
	浜松市こども家庭部児童相談所
	浜松市こども家庭部次世代育成課
	浜松市こども家庭部幼児教育・保育課
	浜松市健康福祉部健康増進課
	浜松市健康福祉部障害保健福祉課
	浜松市健康福祉部精神保健福祉センター
	浜松市学校教育部指導課
	区役所社会福祉課
その他浜松市長及び協議会が必要と認める者	

別表第 2 (実務者会議)

構成機関
警察署
浜松市助産師会
区民生委員児童委員協議会 (民生児童委員)
区民生委員児童委員協議会 (主任児童委員)
民間保育園
私立幼稚園
小学校
中学校
家庭支援専門相談員 (ファミリーソーシャルワーカー)
浜松市児童家庭支援センター
各区役所社会福祉課 (家庭児童相談室、保育担当グループ)
各区役所健康づくり課
浜松市こども家庭部児童相談所
浜松市こども家庭部次世代育成課青少年育成センター
浜松市健康福祉部障害保健福祉課
浜松市学校教育部指導課
その他浜松市長及び協議会が必要と認める者

別表第 3 (進行管理会議)

構成機関
警察署
各区役所社会福祉課
各区役所健康づくり課
浜松市こども家庭部児童相談所
浜松市健康福祉部障害保健福祉課
浜松市学校教育部指導課
浜松市児童家庭支援センター
その他浜松市長及び協議会が必要と認める者